

厚生財団

K O S E I Z A I D A N

TOPICS (主な内容)

平成25年度事業計画と . . . P.2 創立百周年記念事業 P.4
 収支予算 各種申請・請求手続き P.6
 事業見直しのお知らせ P.3 の変更
 一般財団法人移行に向けた取組

新潟県の文化財シリーズ

良寛が生まれた当時は現在の2倍はあったという生家橘屋の屋敷跡。良寛の遺徳を顕彰し良寛を偲ぶために、大正11年9月に竣工した良寛堂が建てられています。写真は、昭和57年上越新幹線開通を記念し「新潟県景勝100選」に選ばれ、1位当選の地となった「良寛と夕日の丘公園」から屋敷跡を撮ったものです。「妻入りの町並み」や佐渡、弥彦山もよく見えます。



■ 良寛生誕地橘屋跡 県指定文化財

写真提供 出雲崎町
 文 出雲崎町立出雲崎中学校長 坂上 欣也 様



ご あ い さ つ

理事長 吉 沢 嘉一郎

さわやかな春の風とともに創立百周年の記念すべき年の厚生財団事業がスタートします。この事業を契機として共に喜びあい、今後の財団運営に信頼を寄せていただく好機としていきたいと考えております。なお、記念事業のお知らせは4ページをご覧くださいませ

すとともに今後発行のリーフレットに注目してください。

ところで、去る2月の評議員会では、平成25年度の事業計画・収支予算並びに「法人移行に伴う事業見直し」に関わる次のことなどについて議決をしていただきました。

- 1 財務基盤の盤石化と安定的運営を目指した取組を進めます。
 - (1) 普通厚生費贈与率を0.12%に引き下げるとともに平成25年度から「多額積立報奨制度」を廃止します。
 - (2) 新しく制定した「継続団員の入退団のきまり」の周知を図っていきます。

- (3) 事務手続きの個別化と事務量の軽減化のため「団員マイページ」の活用を進めることによって郵送費の縮減化を図ります。

- 2 「特別厚生費(一部)」の申請時の所属長証明を廃止します。
- 3 平成25年12月に「新潟県教職員厚生財団百年史」を刊行します。
- 4 社屋新築「第Ⅱ期・初年度の計画」により社屋新築基本事項検討委員会を設置し、設計事務所選定や入札方法等を決定します。

平成25年度は「非営利型の共益活動を目的とする一般財団法人」への移行を申請し、認可を受けた後、平成26年4月1日には、新法人として第一歩を踏み出すことになります。そういう意味で本年度は、設立の理念を大切にしながら、次の百年に向け、皆様の期待に応えられるための基盤づくりに全力を挙げ、努めていきたいと決意しております。ご理解とご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成25年度 事業計画と収支予算

去る2月13日に「平成24年度第2回評議員会」が開催され、平成25年度の事業計画および収支予算が、慎重審議の結果、議決されましたのでお知らせいたします。

平成25年度は、7月以降速やかに「一般財団法人」への移行申請を行い、認可を受けた後、平成26年4月1日をもって移行することを目指しております。法人制度改革関連法に適合した定款を定め、諸規程の改定、各種事業の具体的な見直しを進め、財団事業の安定的な運営に努めてまいります。

1. 法人制度改革関連法に適合する構造改革

- ①「一般財団法人」への円滑な移行のため、関連法に適合した定款・規程の作成と理事会での承認及び評議員会での議決、移行認可に必要な各種申請書類作成と新潟県公益認定等審議会への申請など、準備を進めていきます。
- ②法人制度改革に伴う財団の事業等の見直しなど、時機を得た情報を分かりやすく、読みやすく広報紙やホームページ上に掲載するように努めます。

2. 中・長期的な財務運営の主な方針

- ①財団の収支バランスの安定化を図るため、一般財団法人移行に伴う利子収入の源泉徴収20%課税等への対応策を毎年評価し、的確かつ柔軟な対応策を検討して実施します。
- ②財団組織の強化と財務基盤の盤石化を図るため、各校長会・各支部組織との緊密な連携により、新入団員数の安定的な増加を目指します。
- ③「全県規模の指定研究等」に対する助成事業の周知を図ることにより、教育・文化事業の一層の充実を目指します。

3. 創立百周年記念事業の推進計画の実行

- ①全団員（平成25年度の新入団員を含む）に記念品として財団新マーク入りの「越後杉ブランド材」を使ったシャープペンシルを贈呈します。
- ②抽選による観戦・鑑賞活動の助成を行います。
- ③百年史編纂事業は第1章「厚生財団百年の歩み」、第2章「団員の期待と要望に応えた1世紀」、第3章「今後を展望して」の三部構成による編纂作業を進めていきます。

◆◆◆ 平成25年度 収支予算 ◆◆◆

○事業活動収支の部

収 入	51億6,819万円
基本財産・資金運用収入	2億1,370万円
事業収入	2億 360万円
貸付金返済収入	22億7,400万円
厚生資金積立金収入	24億7,000万円
雑収入・分担金等収入	689万円
支 出	44億5,855万円
事業費支出	3億6,020万円
管理費支出	1億8,235万円
貸付金支出	19億6,600万円
厚生資金積立金取崩	19億5,000万円
事業活動収支差額 (a)	7億 964万円

事業活動収支とは団員に対して行われる事業の収支です。

○投資活動収支・予備費の部

収 入	5億1,750万円
支 出	17億6,940万円
投資活動収支差額 (b)	△ 12億5,190万円
予備費支出 (c)	5,000万円

投資活動収支とは有価証券等の償還・購入のための収支です。

○繰越収支差額

前期繰越収支差額	57億6,009万円
当期繰越収支差額 (a+b+c)	△ 5億9,226万円
次期繰越収支差額	51億6,783万円

繰越収支差額は事業活動として使用できる現・預金等の資金です。

事業見直しのお知らせ

一般財団法人移行後の利子収入に対する源泉課税及び運用益の減少が見込まれる状況下において、財団の財務基盤を盤石化し、安定的な運営を行うため、次のとおり事業を見直しました。

① 普通厚生費贈与率を変更しました

財団の収支バランスの安定化を図るため、普通厚生費の贈与率を引き下げました。

平成24年度
0.24%

→ -0.12%

平成25年度
0.12%

② 多額積立記念品を廃止します

平成24年度中に該当された方を最後に、多額積立記念品を廃止します。

③ 「特別厚生費」及び「休職期間中の積立金の中止」で実施している校長(所属長)証明を廃止します

所要の機関から団員個人に必要な証明書を取り寄せて申請していただきます。

※平成25年度を移行期間とし、平成26年度から現職団員全員を対象に実施します。

(詳しくは6ページにも記載されています)

④ 継続団員加入時の積立金を増額します

平成26年度から

平成26年4月以降に入団する継続団員の入団一時金を増額します。

130万円

→ +70万円

200万円

⑤ 新規の継続団員と現の継続団員の退団のきまりを設けます 平成26年度から

	項 目	節 目 退 団 年 齢			備 考
新規	自己選択による節目退団年齢	70歳	75歳		80歳をもって全員が退団する。この場合、1万円の慰労金を贈与する。
	慰労金の贈与	5万円	3万円		
現	自己選択による節目退団年齢	70歳	75歳	80歳	80歳以上でも団員でいることができる。
	慰労金の贈与	5万円	3万円	1万円	

※新規の継続団員とは、平成26年4月1日以降に入団する継続団員をいいます。

※現の継続団員とは、平成26年3月31日までに入団された継続団員をいいます。

※慰労金の贈与期間は、節目退団年齢の誕生日から翌年の誕生日の前日までとします。

※節目退団年齢以外での退団は、「自己都合扱い」のため、慰労金は贈与されません。

※弔慰金と慰労金の重複贈与はできません。

一般財団法人移行に向けた取組

「一般財団法人」への移行に伴い心配されていました貸金業法と保険業法の適用のことについて、私ども厚生財団は金融庁から“適用除外団体”として認められ、これまでどおりの貸付事業および特別厚生費事業を続けることができるようになりました。

当初、法人制度改革関連法では新法人へ移行する団体は貸金業法か保険業法の適用を受けなければならず、厚生財団も事業運営に関わる大きな課題として『厚生財団』2011年1月号(「貸金業と認可特定保険業の概要について」)にて取り上げてお知らせしていました。理事会では影響の少ない認可特定保険業者への登録が承認されていましたが、平成24年1月に厚生財団を含む全国教職員互助団体協議会の傘下団体に対して「保険業法、貸金業法の適用除外となるかもしれない」との情報が得られました。そこで移行認可申請の時期を延期して動向を注視してきたところ、6月に金融庁から加入組合員(団員)の所属所範囲を現状のまま維持することや定款(寄付行為)の一部を訂正することで、前述の見解が示されたわけです。

今後は、平成26年4月からの一般財団法人移行に向けて本格的に申請準備を進めていくことになります。

【一般財団法人移行に向けた今後の予定】

平成25年5月 理事会にて諸規程・移行認可申請について提案
平成25年7月以降 移行申請書提出
平成26年4月1日 新たな「一般財団法人」として出発

創立百周年記念事業

「財団の新たな一世紀を創る～感謝でつなぎ、信頼で拓く相互扶助～」を事業テーマに掲げ、昨年度の財団マーク制定事業に始まり、各種記念事業を推進して参りました。全団員の皆様に感謝の心を伝える機会にするとともに、百周年を迎える喜びを共有し、多くの方々から喜んでいただけるよう事業展開していきます。

～平成25年度に展開する記念事業～

【記念式典・祝賀会の開催】

開催日 平成25年5月18日(土)
会 場 ANAクラウンプラザホテル新潟

【記念品の贈呈】

全団員へ贈呈



「越後杉ブランド材」を使用した シャープペンシル

「越後杉ブランド材」とは…

新潟県内で生産された杉材のうち、県が定めた厳しい基準をクリアした高品質杉材です。

平成25年9月発送予定

現職団員は所属所・継続団員は自宅

～平成25年度の新入団員の方にも
記念品を差し上げます～

【百年史の編纂・刊行】

「新潟県教職員厚生財団百年史」 平成25年12月刊行予定

観戦・鑑賞チケットを抽選でプレゼント！

観戦・鑑賞いずれかのチケットを贈呈する
百周年記念事業です。詳しくは募集案内をご覧ください。



◇募集案内は財団ホームページからもご覧いただけます。

新潟県教職員厚生財団

検索

観戦チケット抽選応募締切日

プロ野球

平成25年4月19日(金) 必着

サッカーJリーグ

平成25年6月7日(金) 必着

※現職団員へは3月に募集案内を発送済みです



○鑑賞チケット抽選の応募開始予定は6月頃です。
募集案内第2弾をお楽しみにお待ちください！

事業案内

平成25年度 各種利率一覧

種 別		年 利 率	備 考
普 通 厚 生 費		0.12 %	改 定
一般資金 貸 付 金	生活資金・自動車資金・結婚資金	2.10 %	据 え 置 き
	入学資金・学資金・災害資金	1.50 %	
住 宅 ・ 宅 地 資 金 貸 付 金		2.10 %	

特別厚生費

就学祝金 2万円 お子様が小学校に入学されたとき

結婚祝金 5万円 団員が結婚されたとき

※特別厚生費の請求期限は事由発生日から2年間です。

※就学祝金は4月1日、結婚祝金は婚姻手続き完了の日が事由発生日です。

総合健診（人間ドック）等補助

団員の皆様の健康維持をサポートする人間ドックの受診料補助制度です。

＜補助金額＞ ○日帰りドック 15,000円 ○1泊2日ドック 25,000円

○オプション検査 1,000～4,000円

（肺がん検診(ヘリカルCT、喀痰細胞診)、C型肝炎検査(HCV抗体)、前立腺検査(PSA)、マンモグラフィ、子宮頸がん細胞診検査、大腸がん検査(便潜血法)

他の補助、優待、割引制度との重複はできません。

※自己負担でオプション検査を受診された場合は、人間ドック補助の有無にかかわらず補助が受けられます。ただし、検査の内容が人間ドックに含まれている場合や、受診時の自己負担が各検査の補助金額以下になる場合は補助対象外となります。

＜請求書類＞ ○財団契約5機関の場合

受診機関により
異なります

「受診予約申込カード」

○契約機関以外の医療・健診機関の場合

「総合健診等の受診料補助金請求書」

※詳しい手続き内容は「総合健診の受診料補助制度について」をご覧ください。

(現職団員には3月に各所属へ、継続団員には4月に個人宅へお送りしております)

継続団員連絡会

今年度は右記のとおり開催します。

継続団員の皆様の多数のご参加をお待ちしております。

※ご案内は7月頃の予定です。

地 区	開 催 日	会 場
上越地区	9月 5日(木)	ホ テ ル ハ イ マ ー ト
中越地区	9月12日(木)	ホテルニューオータニ長岡
下越地区	9月20日(金)	ANAクラウンプラザホテル新潟
佐渡地区	10月 4日(金)	ハ 幡 館

普通厚生費の贈与について

平成24年度分の普通厚生費(0.24%相当)を年度末に積立金に繰り入れました。

普通厚生費の繰入額は、4月分の「払込金・残高明細書」にてご確認ください。現職団員は団員マイページからご覧いただけます。

※「払込金・残高明細書」は4月に限り、メールシーラー(ハガキ)形式で全団員にお送りしています。

現職団員の皆様へ

各種申請・請求の手続きが変わります

◆ 所属長証明（職印）の廃止と証明書の添付 ◆

特別厚生費を始めとする一部の申請・請求手続きについて、これまで各所属長から職印を貰って事実証明を行っていた「所属長証明」を廃止し、今後は事由発生を証明する書類を用意して（「**証明書の添付**」）各種手続きをすることになります。

この手続き方法の変更は**平成25年度を移行期間**として設け、**平成26年度より実施**いたします。

現職団員の皆様には、これまでと手続き方法が変わることでご不便をお掛けいたしますが、平成26年度の実施へ向けて移行期間中の周知に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

所属長証明（職印）を廃止する書式

寄付行為施行細則に関する書式

〔無給休職期間の積立金中止に関する書式〕

育児休業期間中の積立金中止届、病気休職期間中の積立金中止届、
介護休暇期間中の積立金中止届、厚生資金積立金の中止届（同行休業等）

〔その他の書式〕

改正・改名届

特別厚生費の請求に関する書式

結婚祝金請求書、出生祝金請求書、出産見舞金請求書、就学祝金請求書、病気見舞金請求書、
香げ料請求書、災害見舞金請求書、養育費請求書

※「所属長証明（職印）」が必要な書式について※

「入団・退団（積立金の払戻し）」、「各種資金貸付」に使用する書式については、当該団員の身分証明を行ってもらう必要があるため、これまで通り「所属長証明（職印）」にてご提出ください。

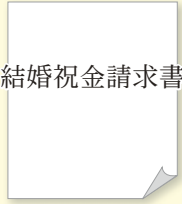
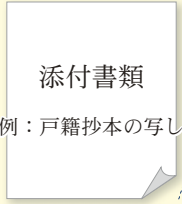
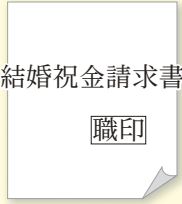
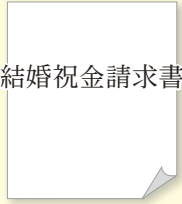
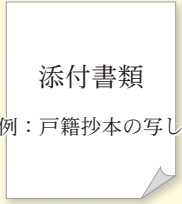
◆ 移行期間（平成25年度）の取り扱い ◆

移行期間中（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の各種手続きは、従来の「所属長証明（職印）」でも「証明書の添付」のどちらでも受け付けます。そのため、各書式は現在の形式のままご利用ください。（書式は団員マイページの「Web申請書」で作成できます。）

～添付書類の詳細について～

書類ごとに必要な添付書類の一覧は、3月中旬に各所属所の係様宛へ発送した一覧表か、4月中に更新される財団ホームページからご確認いただけます。

例：特別厚生費「結婚祝金」を請求する場合

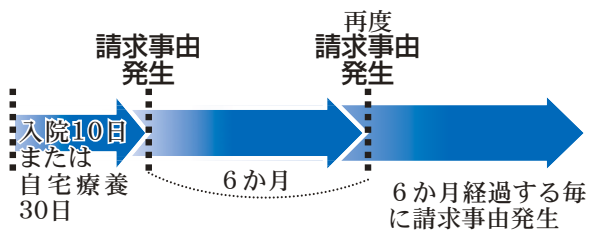
平成25年度（移行期間）		平成26年度（実施）
①請求書と証明書の添付	②所属長証明（職印）	
 +  例：戸籍抄本の写し	 職印	 +  例：戸籍抄本の写し
①・②のどちらでも請求を受け付けます		請求には添付書類が必要です

ざいだん Q & A

Q： 長期で病気休職の場合に病気見舞金をもう1度貰えると聞きましたが、それはどれくらいの期間を過ぎたときですか？

A： 病気見舞金は、まず団員が病気や負傷のため、入院10日以上または自宅療養30日以上経過したときに請求できます。その後も同一病気で長期に渡りお休みする場合、事由発生日（入院10日目または自宅療養30日目）を基準に6か月経過すると再度請求することができます。以後も同じように6か月経過していく毎に請求ができます。

※継続団員は入院の場合に限ります。(単年度2回)



事務局から

給料月額と積立月額の変更

給料月額と積立月額をご報告いただきましてありがとうございました。3月からお申し出の積立月額に変更しています。

監査法人による残高確認

2月に実施しました監査法人による残高確認調査は無事に終了いたしました。調査対象に選ばれた方にはお礼申し上げます。

送金事務について

年度の初めは就学祝金や結婚祝金などの特別厚生費において、請求が集中するために送金事務が遅れることがあります。ご不便をおかけいたしますが予めご了承願います。

団員マイページの利用

団員マイページのWeb申請書では“金融機関”を登録しますと、利用のたびに記入する手間をなくしたり書き間違いを防いだりすることができます。

各種払込金の照会をするには団員マイページ！

新潟県教職員厚生財団

検索

団員マイページにログイン→メニュー「払込残高明細書」
パスワードをお忘れの場合は厚生財団までご連絡ください。

こたえる保険
ベクトルX

輝く女性を応援する

お守りジェンヌ

「ベクトルXお守りジェンヌ」とは、女性を被保険者としたベクトルX（3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険）の呼称です。

三井生命保険株式会社 新潟支社

〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通1-3-10 三井生命ビル6F
TEL:025-243-6877 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

BESTパートナー
三井生命



女性が気になるいろいろな疑問にQ&A形式でお答えする女性のお客さま専用パンフレットをご用意しています。詳しくは当社担当者までお問い合わせください。

D-25-1004 (H25.4) 使用期限 H25.6

弥彦山は越中国、麒麟山は福島県

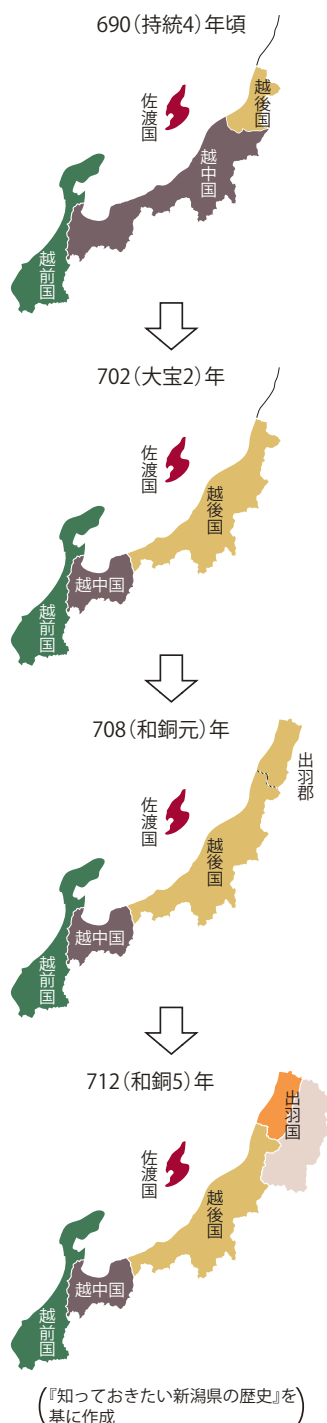
伊藤 充（前新潟市立新潟小学校長・前厚生財団理事）

越後の霊峰・弥彦山は越中国だった

702（大宝2）年は越後国にとって重要な年である。それ以前の越後国は、阿賀野川以北であり、沼垂郡と磐船郡の二つから成っていた。弥彦山はもちろん、上越、中越、及び阿賀野川以南の下越も越中国だったのである。702年に、頸城郡・魚沼郡・古志郡・蒲原郡が越中国から越後国に移された。

その6年後の708（和銅元）年には、出羽郡が成立し越後国に属することになる。出羽郡とは、現在の山形県庄内地方であり、越後の国域が最大となった時代である。その後、出羽郡は、712（和銅5）年に越後国から独立し、陸奥国の置賜郡郡・最上郡と合せて出羽国となる。こうして、我々が知る越後国が完成し、以後明治まで続くのである。

越中国から越後国への地域変更や出羽国の成立は、朝廷の蝦夷侵攻のスピードと対応しており、軍事・外交の最前線が北上していく姿を読み取ることができる。越後国の国境はその過程で成立し



（『知っておきたい新潟県の歴史』を基に作成）

たのである。

一方佐渡国は、700（文武4）年の「続日本紀」が初見である。一時越後国に併合されるが、752（天平勝宝4）年に、再度佐渡国となる。当時渤海などへの玄関口であった佐渡の重要性が認められたためである。佐渡国は当初、雑太郡のみであったが、加茂・羽茂の2郡を新設し3郡となる。これは1896（明治29）年の佐渡郡成立まで続く。

東蒲原郡のシンボル・麒麟山は福島県だった

1886（明治19）年は新潟県にとって重要な年である。それ以前の東蒲原郡は福島県に属していた。麒麟山はもちろん、現在の東蒲原郡阿賀町全域が福島県だったのである。1886年の4月27日に福島県から新潟県への移管が決められた。

東蒲原郡が福島県に属していたのは、この地域が江戸時代、会津藩領だったためである。1868（明治元）年、会津藩が新政府軍に敗れると、旧会津藩領は新政府直轄領となり、翌年には若松県となる。一時期、東蒲原郡が水原にあった越後府の支配下になることもあったが、領民の嘆願により若松県に編入される。やがて、1876（明治9）年、若松県は磐前県と共に福島県に合併され、県庁は福島市に置かれる。この時に、東蒲原郡も福島県となるのである。

会津地方（旧若松県）の人々は、県庁が遠い福島市に置かれたため地域が衰退することに危機感を募らせ、会津地方を独立させる若松分県運動を開始する。これを旧会津藩を慕う不平士族の反政府運動ととらえた明治政府は、福島市から最も遠い東蒲原郡域を福島県から切り離すことにより、県庁から遠いという分県運動の口実を奪い、会津地方が若松県として独立することを阻止した。これが、東蒲原郡が新潟県に編入された理由である。こうして、我々が知る新潟県境は、明治19年4月27日に確定したのである。

一本の線でしかない国境や県境は、それぞれの時代の権力者の希望と恐れと策略とが作り出した歴史遺産である。

参考文献）『知っておきたい新潟県の歴史』 田村裕・伊藤充 新潟日報事業社、『新潟県史 近代1』新潟県